

大竹市住宅リフォーム事業

市内における個人住宅の質の向上と定住の促進を図るため、市内居住者及びその予定者に対して住宅リフォームに要する費用の一部を予算の範囲内で市が補助するものです。

(旧リフォーム補助事業により補助を受けたことのある方は、前回の工事箇所と異なる箇所の工事であれば本事業における申請が可能です。) ※予算に達し次第、受付を終了します。

受付開始 令和8年6月1日(月) 午前9時より(先着順)

1 事業種別

事業種別は次の①～③です。

- ①住宅リフォーム ②耐震住宅リフォーム ③空き家住宅リフォーム

2 対象者

次の①～③のいずれにも該当する者で、自己の居住の用に供する住宅またはその部分を改修する人です。

- ① 市内に居住している者又はこれから居住しようとする者
② 市税等を滞納していない者
③ 同一世帯に市税を滞納している者がいない者

3 対象事業

※補助対象工事の詳細は別紙要綱を参照してください。

次のア～オのすべての要件に該当するものです。

ア 補助の対象となる工事

工事の種類	工事例 ※詳しい例はHP上のQ&Aをご覧ください。
バリアフリー化工事	手摺の設置、段差の解消、開き戸を引き戸へ変更等
断熱性能向上工事	内窓の設置、単板ガラスから複層ガラスへの変更、断熱材の充填等
省エネ化工事	LED照明器具への交換、高断熱浴槽の設置、節水型便器の設置等
防災・防犯対策工事	ガラス飛散防止フィルムの施工、防犯灯設置工事等
長寿命化工事	キッチン高さの変更、間仕切り壁の変更、床下の防湿工事等

イ 施工者

市内に本店を有する建設業者等が施工するものであること(住宅リフォームに限る)

ウ 工事期間

補助金の交付の決定通知(以下、「交付決定通知」という。)の日以降に工事を着手し、令和9年2月26日(金)までに完了実績報告の手続きを完了するもの

エ 工事に要する最低費用

アの工事に要する費用が30万円を超えるもの

オ 補助対象住宅

自らが居住するための建築後1年以上経過した住宅又は共同住宅(マンション等)

補助率及び補助限度額

【申請1件あたりの補助額】

・住宅リフォーム	補助対象費用の1/10	補助限度額	25万円
・耐震住宅リフォーム	補助対象費用の1/10	補助限度額	50万円
・空き家住宅リフォーム	補助対象費用の1/10	補助限度額	50万円

事業の実施方法

※交付申請は、申請者、又は1戸の住宅について1回限りです。

この事業は、①交付申請 ②交付決定 ③完了実績報告 ④請求の手続きを経て、申請者に補助金が交付されます。またすべての書類は下記の提出先まで提出してください。

① 交付申請

この事業を利用して工事を行いたい方は、受付開始以降にお申込みください。
【受付開始 令和8年6月1日（月）午前9時から】

② 交付又は不交付の決定

※ 交付決定以降は、補助希望額の増額はできません。

交付申請を受けて、内容の審査を行い交付又は不交付の決定を申請者に通知します。
交付決定の通知を受けて、契約を交わし工事に着工してください。

契約及び工事着手

交付決定前に工事を開始した場合は補助対象となりません。

工事完了

現場工事が完了後に完了実績報告の手続きを進めてください。

③ 完了実績報告の提出

※ 工事代金支払いの領収書の写しを提出する必要があります。

工事完了後、完了実績報告を受付期間内に提出してください。
【受付期間 工事完了後30日以内、かつ 令和9年2月26日（金）まで】

交付の確定（完了実績報告により、補助金交付額を確定します。）

④ 請求

請求書の提出を受けた後に、申請者へ補助金を交付します。

補助の対象とならない工事

- ・家庭用電化製品の購入及び設置。
- ・電話、インターネット、テレビ等の配線工事。
- ・太陽光発電設備の設置工事。
- ・既に補助対象工事の内容と同等の性能、状態を有している箇所の工事。

本補助金とセットで【フラット35】**地域連携型**を利用できます。

★【フラット35】**地域連携型**とは、子育て支援や地方移住者等に対する積極的な取組を行う大竹市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する大竹市による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※詳しくは、フラット35サイトをご覧ください。

【フラット35】
の借入金利から

年▲0.25%

問合せ・応募・交付申請書類の提出先

名称：大竹市役所 建設部 都市計画課 建築住宅係

住所：〒739-0692 大竹市小方一丁目11-1

TEL：0827-59-2168

ホームページ：https://www.city.otake.hiroshima.jp/

【受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～12：00 13：00～17：00】

